

職場健康づくり宣言制度について

29.12.12

議題2では、平成28年9月からスタートした「職場健康づくり宣言制度」についてご意見をいただきます。

加入事業所への積極的な勧奨により平成29年11月末時点で、1,137事業所に登録いただいておりますが、制度がスタートしてから1年が経ち、事業の質を高める観点から、現在の最重要課題は、「宣言事業所のフォローアップ」(P4)になります。

そこで、委員の皆様からは、「宣言事業所のフォローアップ」についてご意見をいただきたいと考えております。(フォローアップとしてさらに必要と思われる項目、あるいは懸念事項等)皆様のご意見を参考に今後のフォローアップ体制を改善していきたいと考えております。

【事業目的】

社員の健康の保持、増進に事業所が積極的にかかわる「健康経営」という考え方を浸透させることにより、加入者の健康づくりに寄与する。

【事業実施状況】

- 事業所に対し電話並びに訪問による勧奨。
- 保健師、管理栄養士の訪問による勧奨。
- 各経済団体の会議の場等を利用した事業周知。

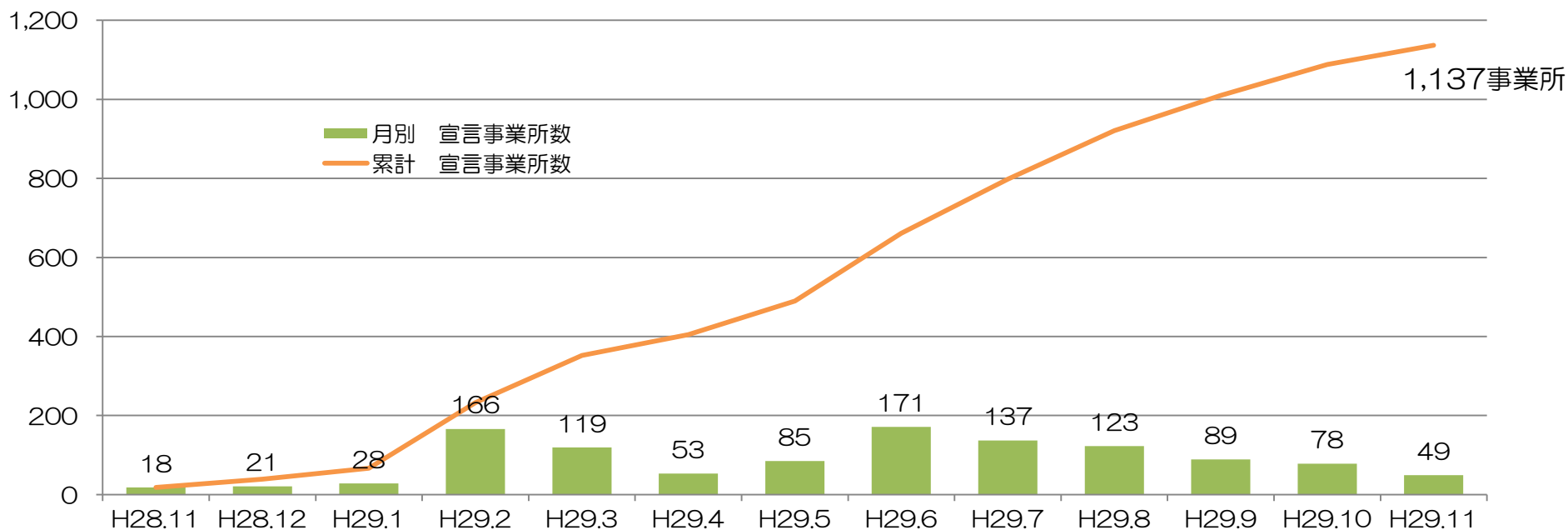


1,137事業所が宣言登録（平成29年11月28日現在）

※ 被保険者カバー率 14.7%（65,649名 / 445,245名）

事業所

【参考】月別宣言事業所数



【登録事業所向け特典について】

- ① 「職場健康づくり宣言」事業所である旨をハローワーク求人票へ記載可能
☞ 求人票の備考欄に『協会けんぽ宮城支部「職場健康づくり宣言事業所」認定番号第〇〇〇号』と記載ができる。
- ② 「職場健康づくり宣言」事業所の従業員を対象とした健診の特典を実施
☞ 健診機関におけるオプション検査の値引きや電話による無料健康相談等の特典が受けることができる。
- ③ 金融機関においてローン商品の金利優遇を実施
☞ 七十七銀行及び石巻商工信用組合で、「職場健康づくり宣言」事業所の従業員を対象としたローン商品の金利優遇を受けることができる。
- ④ 宮城県と連携した県信用保証協会の信用保証料優遇の実施
☞ 宮城県が運営する「スマートみやぎ健民会議」に登録し、【スマートみやぎ健民会議「優良」会員】に認定されると、宮城県が創設している中小企業融資制度の「がんばる中小企業応援資金」において、信用保証料の優遇が受けられる。
- ⑤ 対象となる施設における特典を実施
☞ スポーツジム等施設において、利用料金の割引等のサービスを受けることができる。

【関係団体との連携状況】

- ① アクサ生命保険株式会社仙台支社との「職場健康づくり宣言」事業にかかる覚書締結について
＜締結内容＞周知・広報に関すること、セミナー等に関すること、その他事業の拡大に必要なこと。等
- ② 健康保険組合連合会宮城連合会との健康経営の普及を目指した相互連携に関する協定について
＜締結内容＞健康経営の普及促進に関すること等。
- ③ 経済団体等との健康経営の普及を目指した相互連携に関する協定について
＜締結内容＞健康経営の普及促進に関すること等。
＜締結団体＞
 - ・健康保険組合連合会宮城連合会
 - ・宮城県中小企業団体中央会
 - ・宮城県商工会議所連合会
 - ・宮城県経営者協会
 - ・宮城県商工会連合会

【職場健康づくり宣言事業の課題】

宣言事業所へのフォローアップ体制の構築

⇒制度開始から1年が経過し、事業の質を高める観点から、宣言事業所のフォローアップが必要。

【フォローアップ体制】

①【初回フォロー】宣言後4～6か月経過

⇒簡単な取り組み状況確認および各種事業案内。

②【継続フォロー】宣言後10～12か月経過（2年目以降も同様）

⇒職場健康づくり宣言サポートシート、宣言項目の取組状況チェックシートの送付。

⇒宣言事業所の好事例集。

＜職場健康づくり宣言サポートシートについて＞

- サポートシートは事業所ごとの健診結果、問診結果（生活習慣の状況）を集計し、事業所ごとの「健康課題」を見える化したツール。
- 健診結果、問診結果の経年比較や県平均、同業種との比較が可能。

⇒別添サンプル参照

③【随時フォロー】各種情報提供、宣言事業所向け特典等。

【その他】

- フォローアップは平成29年12月から開始。
- 平成30年度以降はフォローアップの一部を外部委託することを検討中。